別紙１

2.1 兵器専用製造装置

2.1.1 規制内容の変遷

項　目	1987(S62).11.09 以前（109 項）	1987(S62).11.10 施行（86 項）	1991(H3).11.14 施行（1 の項）
品目の規定（輸出令）（別表第１）	兵器専用の工作機械、加工機械および試験装置並びにこれらの附属品	兵器の製造用に特に設計した機械装置及び試験装置並びにこれらの部分品及び附属品	(16) 兵器の製造用に特に設計した装置若しくは試験装置又はこれらの部分品若しくは附属品

注）20〇〇年〇月時点で変更なし。

2.1.2 解説（兵器専用製造装置）

(1) 品目の規定の変遷

輸出令別表第1における兵器専用の製造装置に関する規制項目は以下のように変遷している。

・1987年11月9日以前：　“兵器専用の工作機械、加工機械”（109項）

・1987年11月10日以降：　“兵器の製造用に特に設計した機械装置”（89項）

・1991年11月：　“兵器の製造用に特に設計した装置”（1の項（16））

①“兵器専用の”と“兵器の製造用に特に設計した”との違いについて、Munitions list から推定する限りにおいては実質的な差異は無いものと考えられる。すなわち、兵器以外の製造に用いることができるものはこの項の対象外である。

②輸出令別表第1では、1987年11月9日以前は“工作機械、加工機械”に限定し、1987年11月10日から1991年11月13日の間は“機械装置”に限定している。1991年11月14日以降は、Munitions list と同様、単に“装置”となった。

③輸出令別表第1における兵器の規制項目は、国際レジーム（ココム、ワッセナー）のMunitions list（軍用品リスト）がベースになっていると考えられ、兵器専用製造装置は同リストの18.a項（ML18.a）に由来していると思われる。

④ML18.a項は1987年以前から、そしてワッセナーアレンジメント（以下WA）になってからも、基本的には“Specially designed production equipment for the production of products controlled by the Munitions List.”であり、実質的には変化していない。

（WAになってから下線部が“Specially designed or modified”となった。）

⑤ML18.a項のNoteには“Specially designed production equipment”に含まれるものとして10種類の装置を明示しているが、いずれも火薬、爆薬類の製造に関連する装置である。

⑥輸出令別表第1の兵器（通常兵器）および兵器専用製造装置等に関する項目（1991年11月14日以降は“1の項”に集約された。）は、日本独特の武器輸出政策（いわゆる武器輸出三原則）と密接な関係を持っている（[輸出注意事項56第5号・56貿局第38号]「武器及びその部分品等の輸出について」参照）。

この規定の例外として、1976年2月の三木内閣で武器輸出三原則をその製造装置にまで拡大するより遥か以前の1952年4月にいわゆる日米安保条約に基づき輸出貿易管理令の例外として「合衆国軍隊が、合衆国の軍隊の用に供されている貨物を輸出する場合」と規定し、これによりアメリカ軍向けの工作機械が輸出許可される場合がある。（政令第127号　昭和27年4月28日）

⑦その後、武器輸出三原則は2014年4月1日に防衛装備移転三原則に変更された。海外移転（輸出）できる防衛装備品の範囲は非戦闘目的の「5類型」に実質的に限定されていたが、2026年4月21日の閣議決定で「5類型」の制約が撤廃された。ただし、輸出令別表第1の1の項(16)の兵器専用製造装置の解釈には変更ない旨を確認した。

書式変更：下：　20 mm

削除：2026年4月21日に武器そのものの輸出が解禁されたが、

削除：改正